

寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人西条市体育協会（以下「本会」という。）が寄附者から金銭又はその他の財産（以下「寄附金等」という。）の給付を受ける場合の取扱について定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「寄附金」とは、寄附者がこの法人が行う公益目的の事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、寄附者がこの法人が行う公益目的の事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等（以下「寄附物品等」という）で金銭以外のものをいう。

(受入れの制限)

第3条 寄附金を受け入れる場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること
- (2) 寄附金を受け入れることにより、財政的負担が課せられるおそれがあるもの
- (3) 寄附金により実施した結果、得られた知的財産権の権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること
- (4) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること
- (5) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること
- (6) 本会への便宜供与を求めるおそれがあるもの
- (7) その他会長が特に業務に支障があると認めたもの

(寄附金の申込)

第4条 会長は、寄附金の寄附の申出があったときは寄附金申込書（別紙様式1）を受領する。

(受入れの決定)

第5条 会長は、寄附金の申出があったときは、第4条の規定に反しないと認められた場合に限り、当該寄附金の受入れを決定する。

2 前項による受入れを決定するときは、第7条の規定により経費の用途を明らかにする。

(受入れの通知)

第6条 会長は、前条により寄附金の受入れを決定したときは、寄附金受入れを寄附者へ通知する。

(寄附物品等の事務処理手続)

第7条 寄附物品については、この法人の物品の取扱いに関する規程等に定める手続きに従い処理するものとする。

2 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。

3 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(寄附金の使途)

第8条 寄附金の使途の特定は、寄附者が行う。ただし、寄附者が使途を特定しない場合にあつては、当該寄附金の50%以上を公益目的事業に使用する。

(実施規程)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人西条市体育協会の設立の登記の日から施行する。